

第5次利根町総合振興計画後期基本計画

ーとね魅力アップビジョンー

(素案)

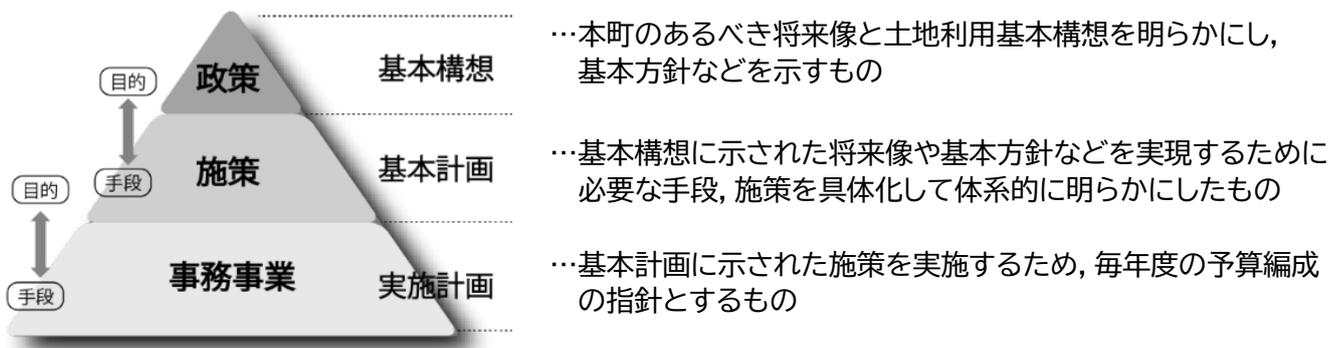
茨城県利根町 令和6年12月 説明資料

計画策定の趣旨

本計画は、2019年度（平成31年度）を初年度とした第5次利根町総合振興計画前期基本計画が2024年度（令和6年度）をもってその計画期間が満了することから、引き続き、本町のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、2025年度（令和7年度）を初年度とする第5次利根町総合振興計画後期基本計画として新たに策定するものです。

構成と期間

町総合振興計画条例第2条の規定により、総合振興計画は、まちづくりの指針となる総合的な計画であり、大きくは「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つで構成されます。



◎第5次利根町総合振興計画の計画期間

	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
基本構想	←-----基本構想(12か年)----->											
基本計画	←-----前期基本計画(6か年)----->						←-----後期基本計画(6か年)----->					
実施計画	←-----3か年計画を毎年ローリングして策定----->											

※Hは平成，Rは令和を示す。なお，H31年は5月からRとなるが，上記表では省略している。

基本構想 第1章 まちづくりの方針

まちづくりの将来像

ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね

～ まちづくりの将来像に込めた思い ～

- 本町の将来像は、「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」とし、想いを町民と共有し、住民協働のまちづくりを進めます。
- また、本計画が、まちづくりの共通目標として幅広い層に親しまれ、多くの町民の参加・協働が得られるよう、計画の愛称を「とね魅力アップビジョン」とします。

～ 将来像の実現に向けた基本的な方針 ～

基本方針1 安全で人にやさしい快適なまちづくり

- ・カーボンニュートラルの実現に向けた環境対策に取り組みます。
- ・人口規模に応じた都市機能を維持し、集約と連携を目指した都市構造への転換を図ります。
- ・火災を含む防災対策や防犯対策、交通安全対策等を進めます。

基本方針2 いつまでも健康で元気あふれるまちづくり

- ・町民一人ひとりが生涯にわたり充実した生活を送るための健康づくりを支えます。
- ・高齢者や障がい者などが適切に支援やサービスを受けられる体制や仕組みづくりを行います。

基本方針3 誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり

- ・子どもたちが安心できる環境の中で健康に育つことができるよう子育て家庭を支えます。
- ・全ての子どもが質の高い教育を受けられる環境を整えます。
- ・町民一人ひとりの学びや、人との交流を含めた文化芸術・生涯スポーツ活動を支えます。

基本方針4 みんなが集まるおもしろいまちづくり

- ・地域資源の付加価値を高め、認知度の向上やPRに取り組みます。
- ・市場における競争力を強化し地域産業の活性化を図ります。
- ・多様な働き場の創出と安定した経営基盤を確保します。

基本方針5 みんなが主役でともに進むまちづくり

- ・効率的な行財政運営を進めることにより、町民が質の高い行政サービスを受けられるようにします。
- ・町民一人ひとりが互いを認め合い、尊重できる社会を目指します。
- ・個人が持つ力を十分に発揮し仲間とともに主体的にまちづくりに関わられるようにします。

基本構想 第2章 計画の将来フレーム

◎将来人口

2030年(令和12年)想定人口 12,900人

前期基本計画での将来人口は、(2015年)平成27年までの国勢調査人口の実績に基づき、2020年(令和2年)の想定人口を15,300人、計画最終年度ある2030年(令和12年)の想定人口を12,500人としておりましたが、2020年(令和2年)の国勢調査人口の実績をもとに将来人口を改めて推計を行いました。

国立社会保障・人口問題研究所による2023年(令和5年)に公表された、令和2年までの国勢調査人口の実績に基づく将来推計人口では、今後も減少傾向が続き、2030年(令和12年)には、12,907人まで減少すると予測されています。

まちづくりの将来像の実現に向けて、計画の目標年次である2030年(令和12年)の想定人口を12,900人と設定し、本計画に基づき、出産、子育て、保育、教育、就労、住まいに至るまで様々な施策を複合的に展開し、人口減少の傾向を緩やかにし、想定人口を上回るよう継続的に取り組めます。

(単位：人, 下段%)

	2005年 (平成17年) (実績)	2010年 (平成22年) (実績)	2015年 (平成27年) (実績)	2020年 (令和2年) (実績)	2025年 (令和7年) (推計)	2030年 (令和12年) (推計)
【町独自将来人口推計】						
総人口	18,024	17,473	16,313	15,340	14,117	12,919
年少人口 (0-14歳)	1,787 9.9	1,721 9.9	1,426 9.0	1,196 7.8	870 6.2	658 5.1
生産年齢人口 (15-64歳)	12,651 70.2	10,836 62.0	8,184 51.7	7,227 47.2	6,469 45.8	6,057 46.9
高齢者人口 (65歳以上)	3,585 19.9	4,915 28.1	6,232 39.3	6,903 45.0	6,777 48.0	6,204 48.0

◎土地利用基本構想

■基本的な考え方

地区の特性を勘案したメリハリのある土地利用

■基本方針

- 1 商業、サービス、産業機能を集積させた魅力ある都市の創造
- 2 生活しやすい住環境の形成
- 3 地区活力の増大に資する産業用地の確保
- 4 優良農地の保全と新たな産業の創出
- 5 やすらぎと交流のための空間の創出
- 6 地区の活性化に資する既存ストックの活用

■基本的な方向性

都市的土地利用：計画的に整備された住宅地などについては、個々の地区にふさわしい居住機能及び都市機能の誘導により、利便性の向上を期する都市的土地利用を展開します。

自然的土地利用：市街化調整区域において、主として優良な農地や既存集落が一体的にまとまり農の風景を形成している田園環境共生エリアや河川の水辺や樹林地・社寺林の緑地などの自然環境共生エリアについては、保全と活用のバランスを保ちながら土地利用の展開を図ります。

基本計画 第1章 重点施策 (利根町デジタル田園都市国家構想総合戦略)

本町では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、2期にわたって「利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、持続可能なまちづくりを基本的な考え方とし、地方創生や人口減少対策、雇用の創出などを中心に施策を展開し、現在まで推進してきました。

これらの目標や施策は、総合振興計画における主要な施策と一致するものであることから、本計画で定める利根町デジタル田園都市国家構想総合戦略※は、町総合振興計画条例第3条2項の規定に基づき、第5次利根町総合振興計画後期基本計画における重点施策として位置づけ、一体的に施策の推進を図るものとします。

※デジタル田園都市国家構想総合戦略とは
国ではまち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改定したデジタル田園都市国家構想総合戦略を新たに策定し、地方自治体においても地方版総合戦略の策定・改定が進められています。

◎重点施策のコンセプト

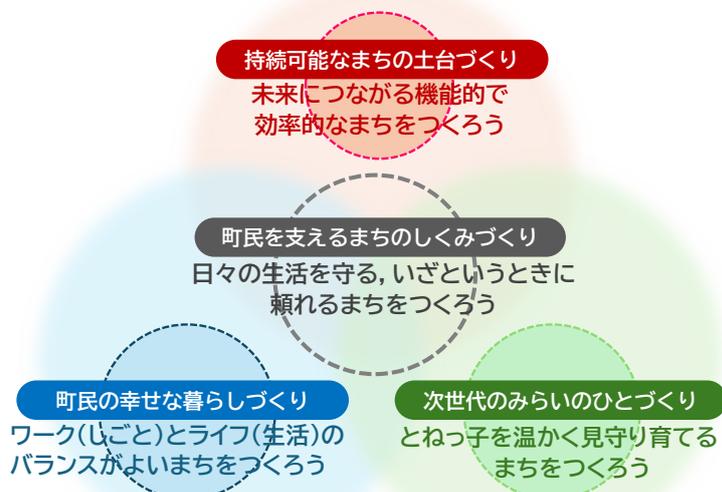
本町においては、「TONEのある暮らし」をコンセプトに総合戦略を推進し、「子育て支援、教育環境、若者の移住・定住」などの人口減少対策に取り組んできました。

東京都心から約40kmに位置し、東京へ1時間に満たない時間で訪問でき、首都圏近郊でありながら豊かな自然環境の中で暮らし憩える環境は、本町の優位性でもあります。利根川を越え茨城と千葉をつなぐ幹線道路を通過する人も多く、町の認知度もある程度あることから、立ち寄りポイントとして関係人口を高められる可能性を持っています。

このような本町らしさを生かしながら、まずは“持続可能なまちの土台づくり”を行い、“町民の幸せな暮らしづくり”の中で、“次世代の미래のひとづくり”ができる環境を整え、“町民を支えるまちのしくみづくり”を強固なものにしていくことが重要です。

まちづくりの将来像である「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に向けて、これらのキーワードに基づく施策を後期基本計画の6年間で重点的に進めながら、世代を超えて持続し続けるまちへとつなげていきます。

■概念図



利根らしさを持ち味に、世代を超えて持続し続けるまちへ

1 持続可能なまちの土台づくりプロジェクト ～未来につながる機能的で効率的なまちをつくろう～

公共交通の充実や町内の余剰地や余剰空間の有効活用などによりまちの魅力を向上し、町の人たちが自信を持ってお勧めすることのできる持続可能なまちとなるよう、未来につながる機能的で効率的なまちづくりを進めます。

具体的施策	基本施策
1 人口規模に応じた持続可能なまちづくり	集約と連携による効果的なまちづくり 誰もが移動しやすい公共交通／交流・にぎわい等に資する拠点の形成
2 持続可能な地域づくり	空き公共施設・空き店舗の活用／総合的な環境行政の推進 農地等の活用／人とのつながりによる地域づくり
3 町外とのつながりをつくる	町内外の人と町とのつながりづくり／移住・定住の促進

2 次世代の미래のひとづくりプロジェクト ～とねっ子を温かく見守り育てるまちをつくろう～

妊娠時から出産・子育てまで一貫した相談等の支援や、幼児教育から小学校への円滑な接続、小中一貫教育の推進など、連続性のある子育て・教育環境が求められています。本町らしい子育て環境の特徴である、大人の目が行き届く、子どもをずっと見守ることを生かしたまちづくりを進めます。

具体的施策	基本施策
1 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり	子育てに関する相談支援・経済的支援／保育サービス等の充実
2 子どもたちが夢を持って学び、育っていくことができる環境づくり	確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成／相談・支援体制の充実 家庭・地域・学校等の連携

3 町民の幸せな暮らしづくりプロジェクト ～ワーク（しごと）とライフ（生活）のバランスがよいまちをつくろう～

いつまでも健康に暮らしていけるよう健康づくりを支えるとともに、いつまでも利根町で生活していけるよう取り組みます。また、地域経済に寄与する働く場の創出や町の産業振興に取り組むことで、人口が減少しながらも幸福度の高い生活を送ることができるまちづくりを進めます。

具体的施策	基本施策
1 からだとこころがいつまでも健康でいられる環境づくり	自らの健康づくりの支援／生活支援サービスの充実強化
2 安心して仕事ができる環境づくり	働きやすい環境づくり／効率的・効果的な農業生産の推進 商工業の振興

4 町民を支えるまちのしくみづくりプロジェクト ～日々の生活を守る、いざというときに頼れるまちをつくろう～

人々の健康や命を守る、医療体制や防災対策の強化や、DXなど新たな技術活用による行政サービスの質の向上を図ることにより、日々の生活を守り支え、いざというときに頼れるまちづくりを進めます。

具体的施策	基本施策
1 町民の日々の生活を守り支える環境づくり	町民の日々の生活を守る対策支援
2 リスクに備える防災対策	町民の生命、身体及び財産を守る防災対策
3 最適な行政サービスを維持する	質の改革による行政マネジメントの推進／協働のまちづくりの推進

基本計画 第2章 分野別計画

基本構想に位置付けた基本方針に基づく、具体的な施策は次の通りです。



基本方針1 安全で人にやさしい快適なまちづくり

基本施策	施策	施策の内容
1 快適な 住環境の整備	1 持続可能なまちづくりに 向けた土地利用	人口減少に対応するために、集約と連携を目指した都市構造へと転換を図りながら、効果的かつ計画的なまちづくりを進める。
	2 多様な人々が訪れ交流する 住みよさあふれる住まいの 環境づくり	本町らしさあふれる良好な住環境の維持・充実に努めるとともに、町内外から人が訪れる住みよいまちづくりを進める。
2 持続可能な 環境対策	1 総合的な環境対策の推進	町環境基本計画の策定に取り組むとともに、環境基本条例や策定した同計画に基づき、町民・事業者・行政が協力し合い、環境にやさしいまちづくりを総合的に進める。
	2 地球環境保全に貢献する 持続可能な社会環境づくり	エネルギーの効率的な利用や地球温暖化対策、ごみの発生抑制・ごみの排出抑制・再使用・再生利用（4R）など、社会経済活動において、環境への負荷をできる限り軽減させ、持続可能な循環型の社会環境づくりを進める。
	3 安全・安心で快適な生活 環境づくり	町民・事業者・行政が相互に連携・協力を図りながら、公害等による地域環境の悪化の防止に取り組む。
3 移動環境と憩 いの場の整備 と維持管理	1 公共交通の充実	町地域公共交通計画に基づいた施策に取り組むとともに、町民のニーズを的確に捉え、交通事業者などと協議・調整を図りながら、円滑な移動手段の確立に努める。
	2 道路・公園の整備と 維持管理	町内と町外を結ぶ幹線道路や町民の生活を支える生活道路の整備充実を図るとともに、計画的な予防保全を基本とした維持管理や長寿命化を進める。
4 上下水道の 充実と管理運 営	1 水道水の安定供給	茨城県水道ビジョンに基づき、茨城県南水道企業団と連携を密にしながら、安心で安定的な水道水の供給の維持に努める。
	2 下水道の整備と管理運営	下水道事業に対する継続的な財源確保や効率化を図りながら、計画的かつ安定的な下水道事業の運営に努める。
5 地域の 安全・安心の 強化	1 防災体制の強化	町民・事業者・行政が協力し合う防災体制の強化を図る。
	2 防犯の充実	自主的な防犯活動の促進や防犯灯・防犯カメラの設置・改修の推進、多様化・複雑化する消費者問題に対応した消費生活相談の充実などに取り組む。
	3 交通安全の充実	交通安全教育を推進し町民の意識の高揚を図るとともに、交通安全組織の育成・活動支援に努めるほか、危険箇所等重点を置いた交通安全施設の整備を進める。

基本方針2 いつまでも健康で元気あふれるまちづくり



基本施策	施策	施策の内容
1 健康づくり の推進	1 健康づくりの強化	令和7年度から開設する健康増進等複合施設の利用を促進するなど、若い頃から積極的に健康づくりに取り組んでいけるよう支援する。
	2 保健予防の充実	生活習慣病の対策等に取り組み、感染症・熱中症の対策の充実に努める。
	3 医療体制の充実	関係機関との連携による医療体制の充実に努める。
2 支え合う福祉 の推進	1 地域福祉の充実	町地域福祉計画に基づき、互いに助け合い、ともに支え合う地域福祉を形成する。
	2 高齢者福祉の充実	住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みを構築する。
	3 障がい者福祉の充実	きめ細やかで効率的な障がい福祉サービスを提供する。
3 みんなを支える 社会保険制度 (医療・介護・年金) の充実	1 国民健康保険制度の適正な運営	医療費の適正化や抑制化、保険料収納率の向上などに取り組み、国民健康保険制度の適正かつ健全な運営に努める。
	2 医療福祉費支給制度(マル福)の適正な運営	医療福祉費支給制度(マル福)の継続的な運営に努め、子育てしやすく安心して医療を受けられる環境づくりを推進する。
	3 後期高齢者医療保険制度の適正な運営	茨城県後期高齢者医療広域連合と連携し、保険料収納率の向上や医療費の適正化などに取り組み、制度の安定的な運営に努める。
	4 介護保険制度の適正な運営	効率的で円滑な介護保険事業の実施に取り組み、制度の適正な運営のため、介護保険料の設定・確保に努める。
	5 国民年金制度の円滑な運営	日本年金機構との連携により、年金制度の周知・啓発や相談業務の充実を図り、住民の年金受給権確保に努める。

基本方針3 誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり



基本施策	施策	施策の内容
1 子育て環境の 充実	1 母子保健の充実	「こども家庭センター」の適切な運営に努め、子と保護者がともに健康な生活を送れるよう取り組む。
	2 子育てを支える環境づくり	各種サービスや子や保護者が交流を行う場などを提供し、幼児教育・保育の質の確保及び向上に取り組む。
	3 子育て家庭への支援充実	子育て家庭の生活支援に取り組む。
2 特色ある 学校教育の 推進	1 豊かな教育環境づくり	学校施設等の適切な運営・管理に取り組む。
	2 義務教育の充実	子どもたちが社会や人生をより豊かなものにしていくため、令和7年度から開設する総合教育センターの適切な運営等により、良い教育環境を整える。
	3 学校と地域の連携強化	児童・生徒が安全に学校生活を送れるよう、地域と連携した学校運営に取り組む。
3 誰もが学ぶ ことのできる 生涯学習の推進	1 学びの機会と場の充実	多様な学習機会の提供に取り組み、学習活動等を行う人が安心して快適に生涯学習施設を利用できるよう支援する。
	2 子どもたちの育ちを豊かにする学びの機会の充実	学外での交流や体験ができる機会の充実や家庭教育の充実、青少年の健全育成に取り組む。
4 地域づくりを 支える文化芸術・生涯スポーツの推進	1 文化芸術の振興	生涯を通して文化芸術に親しみ、心豊かな人生を送ることができるよう環境を整え、地域の歴史文化を物語る資源を後世に残し、伝えていけるよう取り組む。
	2 生涯スポーツの推進	いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの環境づくりを目指す。



基本方針4 みんなが集まるおもしろいまちづくり

基本施策	施策	施策の内容
1 農業の継承と 新たな 魅力形成	1 農業生産基盤の充実	農地の集積・集約を推進し、有効活用するとともに、豊かな農村環境の保全を図る。
	2 多様な担い手の育成と安定的な生産・経営	新規就農者の育成や、安定的な生産活動と経営活動に向けた積極的な支援を行う。
	3 特色ある農業の形成	地域特性や社会情勢の変化に対応した新たな農業の形成を図ります。
2 商工業の振興 と担い手育成	1 商工業の活性化の推進	販売促進と経営力の向上を支援し、安定した経営基盤の構築を推進する。
	2 起業・継業・雇用の機会の充実	低未利用地や空き店舗等を活用した新たな産業の創出を推進するとともに、安定的な就業機会の充実を図る。
3 地域の魅力を 生かした 観光振興	1 観光事業の推進	豊かな自然や遺跡等の地域の魅力を生かした観光資源を整備・保全するとともに、地域の魅力を生かしたイベント開催等の地域経済に寄与する取組を推進する。
	2 地域の魅力発信	地域の魅力情報を発信し、地域のイメージアップに努める。



基本方針5 みんなが主役でともに進むまちづくり

基本施策	施策	施策の内容
1 町民参加体制 の充実	1 地域活動の活性化	町民を始め、民間企業や大学などが得意分野を生かした活気ある地域づくりを支援する。
	2 参加や交流を促す環境づくり	町民のまちづくりへの参加や地域での交流する機会や推進のための仕組みづくりに取り組む。
2 誰もが尊重さ れる環境の 整備	1 人権尊重の啓発と支援の充実	あらゆる機会を通じて人権に対する正しい理解と認識の醸成を図り、差別と偏見のない地域社会づくりを目指す。
	2 男女共同参画社会の推進	性別に関わりなく活躍できる社会づくりの実現に向けて、男女共同参画の普及・啓発と支援体制の充実を図る。
3 町内外に地域 の魅力を発信 する広報・広 聴の推進	1 広報活動と情報共有の充実	町民に行政情報を広くわかりやすく発信し、町政への関心を高められるように努める。
	2 広聴体制の充実	町政に対する意見の提出の機会を確保し、町民の声を聞くよう広聴活動の充実に努める。
	3 シティプロモーションの推進	シティプロモーションにより様々な地域の変化や新たな魅力を町内外に広く発信し、町の認知度向上とイメージアップを図る。
4 効果的・効率 的な行政運 営の推進	1 DXを取り入れた行財政改革の推進	DXも含めた行財政改革の積極的な推進に努め、職員の育成及び組織の活性化による効率的・効果的な行政体制の確立を図る。
	2 財政の健全な運営	自主財源の確保に努め、事務事業の見直し等により、計画的・効率的な財政運営を行い、より一層の財政の健全化を図る。
	3 効率的な行政運営	総合振興計画の進行管理を行いながら、課題に対する総合的な調整機能の強化を図り、施策の重点化と各施策・事業の着実な推進に努める。
	4 窓口サービスの充実	町民の視点に立った満足度と利便性の高い行政サービスの提供を図る。
	5 広域行政の推進	近隣自治体による共同事務処理や公共施設の相互利用に取り組むとともに、周辺自治体との連携・協力体制の強化を図り、広域的な行政課題の解決に努める。

第5次利根町総合振興計画後期基本計画－とね魅力アップビジョン－

発行日 2025年3月 / 発行 茨城県利根町 / 編集 政策企画課

〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川841-1 【電話番号】0297-68-2211 【FAX番号】0297-68-7990

町公式ホームページ <https://www.town.tone.ibaraki.jp/>